

町田市(指導課)会計年度任用職員募集要項

職名	会計年度任用職員(パートタイム)
種別・職種	会計年度補助職員(生活指導補助員)
区分	エデュケーション・アシスタント
業務内容	主に小学校低学年の児童が新しい環境に適切に慣れ親しむことができるよう見守り、学級担任の手伝いをする仕事です。
募集人数	3名(各小学校に1名ずつ配置)
募集条件	<p>以下の(1)～(4)をすべて満たすこと</p> <p>(1)健康で体力があり、子どもが好きで熱意のあること</p> <p>(2)児童や教員等とコミュニケーションをとり、学級担任の手伝いができること ※生活指導補助員だけの判断で児童への直接的な指導は行いません。</p> <p>(3)以下の地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・町田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外) <p>(4)適正な勤務条件の確保及び任用管理等のため、同時期に町田市役所内で別に任用されていないこと</p>
任用期間	<p>2026年9月1日～2027年3月31日(7ヶ月間)</p> <p>※配属される学校により、勤務開始日及び勤務最終日が異なります。</p>
勤務日数	<p>月16日(年間112日。なお、長期休業期間等に際して、年間勤務日数内で他月に振替を行うことがあります。)</p> <p>※原則、平日勤務ですが、運動会等の学校行事により平日以外の日に勤務が生じる場合があります。</p> <p>※日曜から土曜までを1週間とし、1週間で5日以内の勤務となります。</p>
勤務時間	午前8時15分～午後3時00分 実働6時間(休憩時間45分)
報酬額	月額118,080円 別途、期末・勤勉手当、通勤手当相当分の支給有り
勤務地・部署	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市立藤の台小学校 ・町田市立本町田ひなた小学校 ・町田市立高ヶ坂小学校 <p>上記のうちいずれか1校</p> <p>※欠員状況により、上記以外の学校での勤務となる可能性があります。</p>
支払日	<p>当月払い(毎月21日)</p> <p>※21日が土日祝日の場合、当該日の前の平日に支払います。</p>
休暇	年次有給休暇制度有り

加入保険等	社会保険、雇用保険等勤務条件により加入
身分・服務	地方公務員法を適用、町田市条例等を適用
人事評価	別に定める人事評価表により人事評価を行います。
応募方法	<p>2026年6月29日月曜日17時00分(必着)までに問い合わせ先に直接持参または郵送で送付してください。</p> <p>(1)町田市会計年度任用職員採用選考申込書 (2)希望調査票(配属先・採用区分)</p> <p>※応募書類は返却しません。</p>
選考方法	<p>一次選考:書類選考 二次選考:面接(7月中旬頃)</p> <p>※一次選考通過者にも、面接実施校から面接日の日程調整連絡が来ます。 ※面接実施校は、原則、「希望調査票(採用区分・配属先)」にご記入いただいた配属希望校の中から募集状況等を踏まえ、決定します。</p>
選考結果通知	8月上旬頃までに郵送によりご連絡する予定です。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第8項に規定する<u>特定性犯罪事実該当者ではないこと</u>を条件とし、選考申込書において、申告・宣誓していただきます。 ※「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照 ・災害が発生した場合、勤務条件に応じて災害対応における業務を行っていただくことがあります。
問い合わせ先	<p>〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22 市庁舎 10 階 町田市教育委員会 指導課 管理係 生活指導補助員採用担当 電話番号:042-724-2154(直通) (平日午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで)</p>

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの